

●香川県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成19年11月30日	志多医院	坂出市京町2丁目6番43号
平成19年11月30日	整形外科 栗生医院	さぬき市津田町津田1098番地2
平成19年12月31日	池浦医院	坂出市府中町6064番地
平成19年12月31日	千代歯科医院	善通寺市与北町1114番地1
平成19年12月31日	よしだ小児歯科医院	観音寺市昭和町3丁目6番10号